

平成 27 年(2015 年)8 月 27 日

政策会議資料

道路公園部総務交通室

吹田市自転車等の放置防止に関する条例の改正について

1 概要

現在、道路法にもとづいて不法投棄物として処理している放置禁止区域外の自転車等について、早急かつ適切な対応を可能にするため、「吹田市自転車等の放置防止に関する条例」に処理方法等を規定するものです。

併せて、現在、同条例に規定のない、自転車等の移送にあたっての措置規定及び免責事項等についても、同条例に明記することで、より明確な根拠に基づいた処置を可能とします。

2 現状

現在、放置禁止区域外の自転車等の処理については、市条例に規定がなく、道路法上の不法投棄物として処理を行っています。

処理方法としては、市民からの要望などで現地調査を行いますが、即時撤去はせず、一定期間に 2 回警告札を取り付け、放置されたままであれば移送し、一定期間保管後に廃棄物として処分しています。

放置場所付近の住民から、「通行の妨げになる」、「さらに放置自転車が増える」といった声があり、早急に撤去するよう求められています。

また、自転車等の移送時の措置規定及び免責事項について、現在の条例に明記されていないため、チェーンが切断されたことや、自転車を撤去されたことにより交通費がかかったことなどの苦情に対しては、放置自転車措置規定（部内規定）に基づき対応していますが、法的根拠が十分ではなく苦慮しています。

3 主な改正点

(1) 放置禁止区域外自転車等の取扱いについて

ア 7 日以上継続して放置されている自転車等をあらかじめ定めた保管所に移送、保管し、利用者が返還を求めた場合には返還するものとします。

これにより、早急な対応が可能になります。

イ 保管後 60 日間返還請求がない場合は、売却することができるものとします。

これにより、処分費用がかかっていたものが、売却により収入を得られるものとなります。

(2) 移送時の措置規定を明記

自転車等が道路附属物その他の工作物に結合されているときは、移送するために必要な措置を講ずることができることを新たに明記し、より明確な根拠に基づいた処置を可能にします。(現在は、部内規定である「放置自転車措置規定」に規定)

(3) 免責事項に関する規定を明記

移送等の措置に伴って自転車等の利用者等に生じた損害について、市長は一切その責めに任じないことを新たに明記し、より明確な根拠に基づいた処置を可能にします。(現在は、部内規定である「放置自転車措置規定」に規定)

4 放置禁止区域外自転車等の保管場所について

放置禁止区域内の自転車等は、放置禁止区域ごとに撤去し、各保管所に移送していますが、放置禁止区域外の自転車等は、市内を巡回し複数箇所撤去するため、1箇所に移送することが作業上効率的であると考え、最も保管スペースに余裕がある江坂保管所において一括で保管するものとします。

5 パブリックコメント(平成27年6月1日から6月30日まで実施)の結果
意見等提出件数 1件

- 内容 (1)賛成意見・・・・・・・・1件
(2)反対意見・・・・・・・・0件

6 今後のスケジュール

平成27年9月定例会	「吹田市自転車等の放置防止に関する条例」改正案を提案
平成28年4月1日	改正条例施行